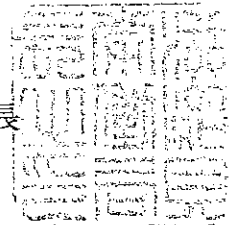


滋労発基 0826 第 2 号
平成 27 年 8 月 26 日

各災害防止団体等の長 殿

滋賀労働局長



平成 27 年度「滋賀県産業安全の日無災害運動」の実施について

時下、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、労働行政の推進につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 3 年より実施しております「滋賀県産業安全の日」につきまして
は、平成 27 年 8 月 7 日付け滋労発基 0807 第 4 号により本年度も実施すること
としましたが、「滋賀県産業安全の日」実施要綱 6 (2) に基づく無災害運動に
ついて、別添のとおり実施要綱を策定しました。

この運動は、「滋賀県産業安全の日」への認知度を高めるとともに、より多くの
の事業場や業種において労働災害の防止に向けた機運を向上させること、その
他事業場で既に取り組んでいる安全衛生活動の実効性を高めることを目的とし、
その後も継続して実施し、年末・年始無災害運動へとつながるものと考えてお
ります。

つきましては、本運動の趣旨をご理解のうえ、主催者としてご参加いただき、
会員事業場への呼びかけ、参加勧奨、参加受付等に特段のご協力を賜りますよ
うお願い申し上げます。

担当	： 滋賀労働局労働基準部健康安全課		
	課長	小林	
	健康安全係	松岡	
TEL	： 077-522-6650		
FAX	： 077-522-6442		
Email	： kobayashi-genta@mhlw.go.jp		

平成27年度「滋賀県産業安全の日 無災害運動」実施要綱

滋賀労働局

1 趣旨

滋賀労働局では、平成3年から11月15日を「滋賀県産業安全の日」と定め、労働災害防止についての意識の高揚を図ってきたところであるが、より多くの事業場・業種において労働災害防止に向けた機運を向上させること、その他各事業場で既に取り組んでいる安全衛生活動の実効性を高めることを目的として、滋賀県産業安全の日を中心とする1か月間の無災害運動を提唱し、事業場の自主的な取組を活性化し、年末に向けての労働災害防止の意識高揚を図ることとする。

2 主唱者

滋賀労働局・各労働基準監督署

3 主催者

(公社) 滋賀労働基準協会

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部

(一社) 日本ボイラ協会京滋支部

(一社) 日本クレーン協会滋賀支部

(公社) 建設荷役車両安全技術協会滋賀県支部

(一社) 滋賀ビルメンテナンス協会

4 実施者

県内の事業場

5 運動期間

平成27年11月1日(日)～11月30日(月)

6 参加申込期間

平成27年9月1日(火)～10月23日(金)

7 参加等の手続き

各事業場は、様式1により主催者又は滋賀労働局労働基準部健康安全課(以下「労働局健康安全課」という。)へ、参加申込みを行う。

各事業場は、運動期間終了後、様式2により主催者又は労働局健康安全課へ、結果報告を行う。

8 その他

(1) 実行委員会

滋賀労働局及び主催者で「滋賀県産業安全の日無災害運動実行委員会」（以下「実行委員会」という。）を組織する。

実行委員会は、参加事業場に対して、結果報告書の提出後、原則として参加証（様式3）を交付する。なお、主催者は、本運動を通じて知り得た参加事業場の情報（公表情報を除く。）をみだりに開示しないものとする。

(2) 労働局健康安全課は、次の事項を行う。

- ・参加勸奨チラシ（別添）、申込・結果報告様式を準備し、各主催者や各労働基準監督署（以下「各監督署」という。）に必要数を送付する。
- ・本運動の概要を滋賀労働局ホームページに掲載するとともに、マスコミを通じて広報を行う。
- ・各主催者あての申込みを含め、参加状況をとりまとめて、参加事業場名（非公表希望の事業場を除く。）を同ホームページに掲載する。
- ・各主催者あての報告を含め、結果をとりまとめて、期間中に無災害であった参加事業場名（非公表希望の事業場を除く。）と併せて、同ホームページに掲載する。
- ・継続して実施することを念頭に、効果の把握等を行う。
- ・参加証の交付に当たって、書面の用意、発送などの事務を行う。

(3) 各監督署は、全国労働衛生週間趣旨説明会等、あらゆる機会に参加勸奨を行うとともに、管内の業界団体等に対して会員事業場への参加案内を行うよう働きかける。

(4) 各主催者は、会員事業場に参加案内を行う。会員からの参加申込書や結果報告書を受け付け、労働局健康安全課に送付する。なお、任意団体（法人格の無い団体）は主催者として取り扱わない。

また、労働局健康安全課がとりまとめた結果を活用し、期間後、会員事業場等の安全衛生対策の一層の推進を図る。

(5) 上記（4）の事務をすべて行うが、（1）の実行委員会に加わらない者は、「協賛者」として取り扱う。協賛者は、その協賛者の希望に応じて、その時点で反映可能な各チラシなどに協賛者である旨を明示する。なお、任意団体は協賛者として取り扱わない。

(6) 上記（4）の事務の全部を行う者（任意団体に限る。）又は上記（4）の事務の一部を行う者は、「協力者」とする。協力者は、その協力者の希望に応じて、その時点で反映可能な各チラシなどに協力者である旨を明示する。

注：3の主催者のほか、協賛者や協力者は、該当があれば、滋賀労働局が随時追加する。

(様式1：様式の電子ファイルは滋賀労働局HPに掲載しています)

参加申込期限 10月23日

平成27年度「滋賀県産業安全の日 無災害運動」参加申込書

当事業場は、「滋賀県産業安全の日 無災害運動」の趣旨に賛同し、平成27年11月1日から11月30日までの間に実施される無災害運動に参加します。

平成27年 月 日提出

事業場の名称 所在地					
事業場の労働者数	男	名、女	名、合計	名	
事業場の業種	1 製造業	2 建設業	3 運輸業	4 商業	5 その他
事業場担当者の 職氏名、連絡先	職	氏名			
	電話番号				
	FAX 番号				
参加事業場の名称（名称のみ）を滋賀労働局ホームページに掲載 しますが、掲載を希望されない場合は、右を○で囲んで下さい。				掲載を希望しない	
運動期間中の実施予定 事項（数字を○で囲ん で下さい）	1. 「滋賀県産業安全の日」の横断幕やポスター等の掲示				
	2. 安全基準や作業手順の総点検及び遵守状況の確認				
	3. リスクアセスメントの実施及び結果に基づく改善				
	4. 事業場トップによる安全意識を高める意思表示				
	5. 事業場トップによる安全衛生パトロール				
	6. 安全衛生の取組についての労働者の家族に対する周知				
	7. 安全教育（衛生教育）の実施				
	8. その他（概要：)				

参加申し込みを行う団体の左欄に○印を記入して、その団体へお申込み下さい。

(公社)滋賀労働基 準協会	〒520-0806 大津市打 出浜 13-15 笹川ビル 4F FAX:077-522-1453	(一社)日本ボイ ラ協会京滋支部	〒604-8261 京都市中 京区御池通油小路東入 ジョイ御池ビル2F FAX:075-255-2924
建設業労働災害防 止協会滋賀県支部	〒520-0801 大津市に おの浜 1-1-18 FAX:077-522-7743	(一社)日本クレ ーン協会滋賀支 部	〒521-1212 東近江市 種町 296 FAX:0748-42-7776
陸上貨物運送事業 労働災害防止協会 滋賀県支部	〒524-0104 守山市木 浜町 2298-4 FAX:077-585-8015	(公社)建設荷役 車両安全技術協 会滋賀県支部	〒520-0043 大津市中 央 4-5-33 SKビル 2-C FAX:077-521-5352
林業・木材製造業 労働災害防止協会 滋賀県支部	〒520-0801 大津市に おの浜 4-1-20 FAX:077-522-4258	(一社)滋賀ビル メンテナンス協 会	〒520-0831 大津市松 原町 11-28 朱竹石山ビ ル 4F FAX:077-534-3544
上記以外（団体名：)			

※参加案内を受けた団体がない場合などは、「上記以外」を選んで「滋賀労働局」と記入し、滋賀労働局宛にご提出下さい。（〒520-0057 大津市御幸町 6 番 6 号 FAX 077 (522) 6442）

(様式2:様式の電子ファイルは滋賀労働局HPに掲載しています) **12月18日までにご報告をお願いします**

平成27年度「滋賀県産業安全の日 無災害運動」結果報告書

当事業場で平成27年11月1日から11月30日までの間に実施した運動の結果は、下記のとおりでしたので報告します。

平成27年12月 日

※参加申込書を提出した団体へ郵送またはFAXでご提出下さい。

事業場の名称 所在地	
報告担当者の 職氏名、連絡先	職 氏名 電話番号 FAX番号
運動期間中の実 施事項 (右欄の数字を ○で囲み、下の具 体的内容を簡潔 にお書き下さい)	実施事項 1 「滋賀県産業安全の日」の横断幕やポスター等の掲示 2 安全基準や作業手順の総点検及び遵守状況の確認 3 リスクアセスメントの実施及び結果に基づく改善 4 事業場トップによる安全意識を高める意思表示 5 事業場トップによる安全衛生パトロール 6 安全衛生の取組についての労働者の家族に対する周知 7 安全教育(衛生教育)の実施 8 その他
具体的内容 (注)	

(注) 運動期間中の実施事項の「具体的内容」欄は、書き切れない場合に欄を広げたり、別紙を添付
いただいて構いませんが、その場合も、枚数が多くならないよう簡潔にお願いいたします。

運動期間中(11 月)の労働災害発 生状況(件数)	休業4日以上	休業1~3日	不休	合計

(無災害だった事業場の方へ)

無災害事業場の名称(名称のみ)を滋賀労働局ホームページに掲載 しますが、掲載を希望されない場合は、右を○で囲んで下さい。	掲載を希望しない
---	----------

(本結果報告書をご提出いただいた後、平成27年度「滋賀産業安全の日 無災害運動」参加証を送付いたします)

よろしければ、次のアンケートにお答え下さい(無回答でも参加証は交付いたします)

(一社) 滋賀県経済産業協会の会員企業ですか? (経産協は「滋賀県産業安全の日」を協賛しています)	はい	いいえ
本運動をどこで知りましたか?(例:○○の会報誌)		

「滋賀県産業安全の日 無災害運動」に是非ご参加ください



主唱者 滋賀労働局・各労働基準監督署

主催者 (公社) 滋賀労働基準協会

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部

(一社) 日本ボイラ協会京滋支部

(一社) 日本クレーン協会滋賀支部

(公社) 建設荷役車両安全技術協会滋賀県支部

(一社) 滋賀ビルメンテナンス協会

滋賀労働局では、「滋賀県産業安全の日」(11月15日)を中心とする1か月間に、事業場で安全活動に積極的に取り組んで、期間中の無災害を目指すとともに、活動を継続的に行うことによって、明るい年末・年始を迎えていただくことを提唱しています。

つきましては、本運動の趣旨をご理解の上、ふるってご参加いただくようお願いします。

- 運動期間 平成27年11月1日(日)～11月30日(月)
- 参加資格 県内の事業場(事務所、工場、店舗等)であって、滋賀県産業安全の日無災害運動の趣旨に賛同し、安全活動に取り組む事業場
- 参加申込方法 「参加申込書」(様式1)に必要事項をご記入の上、平成27年10月23日(金)までに、主催団体などへ郵送またはFAXでお申込みください。
- 結果報告 参加事業場は、「結果報告書」(様式2)に取組内容等をご記入の上、平成27年12月18日(金)までに、参加申込を行った団体に、郵送またはFAXでご報告下さい。
- とりまとめ等 滋賀労働局では、運動の結果をとりまとめて公表し、労働災害が減少する方策の検討に生かしていきます。
また、次の3点で参加事業場を応援します。
 - ・参加事業場名をホームページに掲載(※)
 - ・期間中に無災害だった事業場名をホームページに掲載(※)
 - ・参加事業場に、参加証を交付(※) 非公表希望の事業場を除きます。